

広島市学生消防団活動認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大学、大学院、専修学校、その他各種学校（以下「大学等」という。）に在学しながら、真摯かつ継続的に本市の消防団員として消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した者（以下「大学生等」という。）について、本市がその功績を認証することにより、就職活動を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 第4条に規定する功績の認証の対象となる者（以下「認証対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者（大学等の学生でなくなった日から3年を経過した者を除く。）とする。

- (1) 大学等の在学中に本市の消防団員として1年以上（他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。）継続的に消防団活動を行った大学生等
- (2) 消防団長が、大学等の在学中における本市の消防団員としての活動について、特に優れた功績があると認めた大学生等

(推薦)

第3条 本制度による認証を希望する認証対象者は、消防団長に認証推薦依頼書（別記第1号様式）を提出するものとする。

- 2 前項の認証推薦依頼書を受理した消防団長は、認証対象者に功績があると認め、市長に対して本制度による認証を受ける者として推薦する場合は、市長に認証推薦書（別記第2号様式）を提出するものとする。

(審査)

第4条 市長は、前条第2項の認証推薦書が消防団長から提出されたときは、その内容を審査し、当該認証対象者の功績の認証（以下「認証」という。）の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、消防団長に対し、審査に必要な書類の提出を求めることができる。

(認証決定通知書等の交付)

第5条 市長は、前条第1項の審査により認証することを決定した場合、第3条第2項の認証推薦書を提出した消防団長に対して、学生消防団活動認証決定通知書（別記第3号様式）を交付するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の審査により認証しないことを決定した場合、第3条第2項の認証推薦書を提出した消防団長に対して、学生消防団活動審査決定通知書（別記第4号様式）を交付するものとする。

(認証状等の交付)

第6条 市長は、認証することを決定した者（以下「被認証者」という。）に対して、広島市学生消防団活動認証状（別記第5号様式。以下「認証状」という。）を交付するものとする。

2 市長は、被認証者から広島市学生消防団活動認証証明書交付申請書（別記第6号様式）により申請があった場合は、広島市学生消防団活動認証証明書（別記第7号様式。以下「認証証明書」という。）を交付するものとする。

(認証の取消し)

第7条 市長は、被認証者が、次のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合
- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
- (4) 前三号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があった場合

2 認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を直ちに返却しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。